

阪神・淡路大震災30年
災害復興法学の視点でみる
災害法制の課題と防災庁への期待

AI防災協議会シンポジウム

防災・減災へのAI活用「もし今、阪神・淡路クラスの地震が起きたら？」

2025年1月16日

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士(法学)・気象予報士

岩手大学地域防災研究センター客員教授

北海道大学公共政策学研究センター上席研究員

人と防災未来センター特別研究調査員

内閣官房デジタル田園都市国家構想・石川県広域被災者データベースシステム構想検討WG委員

内閣府防災分野のデータ流通促進のための調査検討業務WG委員

岡本 正 (OKAMOTO TADASHI)



災害法制改善と防災庁体制構築

- 災害関連死の防止と生活再建・生業復興を至上命題とした組織を構築
- 災害対応の通知事務連絡などノウハウの即時・リアルタイムの「公表」フロー
- 被災地行政が被災者支援をするのではなく、被災していない行政が統一对応
- 外部のプロフェッショナル人材と平時からの連携を図る
- 防災庁が他省庁との対等に渡り合える複数の審議官級ポスト（特に厚生労働省、経済産業省、デジタル庁マター）が重要

法制度・既存運用の改善

- ① 避難所TKB+WWWを実現する災害救助法一般基準の底上げ
- ② 通知・事務連絡の即時公開によるオープンガバナンス徹底
- ③ 同一災害同一支援制度による境界線の明暗の解消
- ④ 半壊の涙を緩和する柔軟な法制度
- ⑤ 避難行動要支援者名簿を平時活用する災害対策基本法改正
- ⑥ 災害関連死事例の集約・分析・事例公表と教訓化
- ⑦ 公費解体制度の法制度化
- ⑧ 災害ケースマネジメントの法制度化
- ⑨ 広域被災者データベースの構築と法整備
- ⑩ 災害対策の政策法務人材の恒常的育成

防災庁の組織体制

- ① 災害関連死防止を主要ミッションとする統括部署
- ② 全ての通知・事務連絡のアーカイブと政府対応の即時公表によるオープンガバナンスの徹底
- ③ 平時からの各省庁及び経済団体・業界団体との調整及び協定促進・職能ボランティア制度（餅は餅屋制度・被災地に仕事させない制度）
- ④ 都道府県・市町村の備蓄及び訓練の支援部署
- ⑤ 防災DXを前提かつ基本とした制度設計
- ⑥ 産学官・大学教育等を含めた災害法制研修の実践
- ⑦ 災害時の被害発生についての調査検証業務



災害法制改善のための10のポイント

 岡本正  エキスパート | 銀座パートナーズ法律事務所・弁護士・気象予報士・博士（法学）
11/8(金) 9:55



中央合同庁舎8号館（筆者撮影）

防災庁設置準備室が発足

2024年11月1日、防災庁設置準備室が発足した
に掲げていた防災庁設立が現実味を帯びてきたよ
を中心に、これまで復興や被災者支援のボトルネ
ることを強く望みたい。東日本大震災を契機に誕生
「災害法制改善のための10のポイント」を考えてみた。

1. 避難所TKB+WWを実現する災害救助法一般基準の底上げ
2. 通知・事務連絡の即時公開によるオープンガバナンス徹底
3. 同一災害同一制度による境界線の明暗の解消
4. 半壊の涙を緩和する柔軟な法制度
5. 避難行動要支援者名簿を平時活用する災害対策基本法改正
6. 災害関連死事例の集約・分析・事例公表と教訓化
7. 公費解体制度の法制度化
8. 災害ケースマネジメントの法制度化
9. 広域被災者データベースの構築と法整備
10. 災害対策の政策法務人材の恒常的育成

災害法制改善 10のポイント

1. 避難所TKB+WWを実現する災害救助法一般基準の底上げ
2. 通知・事務連絡の即時公開によるオープンガバナンス徹底
3. 同一災害同一支援制度による境界線の明暗の解消
4. 半壊の涙を緩和する柔軟な法制度
5. 避難行動要支援者名簿を平時活用する災害対策基本法改正
6. 災害関連死事例の集約・分析・事例公表と教訓化
7. 公費解体制度の法制度化
8. 災害ケースマネジメントの法制度化
9. 広域被災者データベースの構築と法整備
10. 災害対策の政策法務人材の恒常的育成

1. 避難所TKB+WWWを実現する災害救助法 一般基準の底上げ

- 避難所や在宅被災者・車中泊者の生活環境を整備して災害関連死の原因を取り除くためには、雑魚寝避難所を解消し、トイレ（清潔な公衆衛生環境の確保）、キッチン（適温食等の食事環境）、ベッド（段ボールベッドなど簡易ベッドによる静脈血栓症予防）のいわゆる「TKB」の整備が欠かせない
- これを確実なものとするためには、大規模災害時に適用される「災害救助法」が定める**救助基準の抜本的な底上げ**が必要である。
- 教訓化のためには、少なくとも「**災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準**」（内閣府告示第228号＝一般基準）のなかに、「TKB」に関する記述を明記することが求められる。
- 「W」の1つ目は、Water。風呂、洗濯、シャワー、手洗い用等の生活用水。
- 「W」の2つ目は、Wi-Fi。通信環境整備。被災者と支援者の双方不可欠。
- 「W」の3つ目は、Warm。冷暖房設備・エアコン設備の平時からの普及。
- **災害救助法や一般基準の告示レベルで明記され、法令上の整備根拠を得ることが不可欠**である。

2. 通知・事務連絡の即時公開によるオープンガバナンスの徹底

- 内閣府（防災担当）は「避難所の確保及び生活環境の整備等について」と題する通知を、即日、災害救助適用のあった都道府県（救助実施市）の担当部署へ宛てて発出。
- 災害救助法の適用があったとしても、これらの通知類について内閣府が自主的かつリアルタイムではホームページに公開しない運用が定着。
- 上記の通知は、災害救助法に基づき特別基準を策定して「避難所TKB」を推進する上で欠かせない知恵の情報源である。
- 内閣府は、現在の支援を確実なものとするべく、また、将来の教訓資料とすべく、**災害時に発出したすべての通知や事務連絡を即時公開し、アーカイブするフローを担当部署に確立すべきである。**
- 法令運用の情報は、「EBPM（Evidence Based Policy Making）」や「CRM（Crew Resource Management）」を実践していくうえで極めて重要であり、オープンガバナンス（ガバメント）の促進という観点からも徹底されるべきである。

3. 同一災害同一支援制度による境界線の明暗の解消

- 被災者生活再建支援法は、条件を満たす大規模災害時に自宅が全壊等になった被災世帯に、最大300万円の被災者生活再建支援金を支給する法律。
- ところが、適用条件を満たすのは、「一つの市町村で10棟以上の住家が滅失」や「一つの都道府県で100棟以上の住家が滅失」など行政区画の境界線による線引きが行われる。
- 災害によっては、同一災害で被害を受けた隣接市町村でも、支援がある場合とそうでない場合の格差が生じることがある。
- 全国知事会もこの法令の是正を従前から提言し、**同一災害同一支援制度**を国に提言している。
- なお既に都道府県や市町村が独自に法令の間隙を埋める被災者支援条例を作っているケースもあるが、であれば尚更法律改正で全国一律の対応をすべき。
- **被災者生活再建支援法施行令第1条各号に記載された条件を改正**するだけでよく、法律改正ではなく政令改正で足りる。

4. 半壊の涙を緩和する柔軟な法制度

- 被災者生活再建支援金が支給される「被災世帯」に該当するのは、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊住家をやむを得ず解体した場合」「長期避難世帯の認定を受けた場合」に限られる。
- 単なる半壊以下の場合には、法的給付支援は受けられない。これが「半壊の涙」と呼ばれる制度的課題であり、長らく支援の拡充が求められてきた分野。
- 近年「中規模半壊」が作られ、若干の支援拡大が実現したが、いまだ「半壊」への支援は乏しい。
- 半壊で「ゼロ」にするのではなく、何らかの支援が可能となるような柔軟な法制度への改善を求めたい。
- 半壊以上となった場合には、災害救助法により約70万円相当の応急修理制度が利用できるが、十分な金額ではない。住宅修繕の支援を抜本的に拡充し、半壊住宅をやむを得ず解体しないで済むような修繕スキームの構築も求められる。
- 住宅金融支援機構による災害版リバースモーゲージのより柔軟な活用等も視野に入れるべきである。

5. 避難行動要支援者名簿を平時活用する 災害対策基本法改正

- 障害者や高齢者といった避難行動要支援者の名簿は、災害対策基本法により、市町村に作成義務が課せられている。
- 災害時にこれらを支援者に提供して安否確認や健康・福祉支援に活用することは当然だが、より実効性のある人命保護のためには、平時から支援者に名簿情報（個人情報）が共有されなければならない。
- 国は平時共有を推奨するものの、その手段としては、「避難行動要支援者の同意」と「同意がなくても平時から支援者に共有できる旨を定めた条例の制定」の2つの手法だけを認めている。同意だけに頼れば新規名簿への更新と同意取得のタイムラグを防げない。条例を策定する場合は、地方議会などのハードルがある（このため、条例策定に踏み切っている自治体は1700以上ある基礎自治体の1割に満たない）。
- 災害対策基本法49条の1第2項を改正し、避難行動要支援者名簿については、平時から自治体の判断で支援者らに「共有することができる」とする条文に改めるべきである。

6. 災害関連死事例の集約・分析・事例公表と教訓化

- 災害関連死とは、災害による直接死以外で、災害と死亡との間に相当因果関係が認められるものをいう。避難所環境による体調や既往症の悪化等が典型例。
- 災害関連死の認定が必要となるのは、「災害弔慰金」を請求する場合である。相当因果関係の有無については、市町村が設置する災害弔慰金支給審査委員会（審査会）が合議して答申する。このときの議事録や認定に際して参照した資料（カルテや関係者への事情聴取その他の資料）は、災害関連死に至る経緯を明らかにできる唯一の資料である。これらを集約して分析することが、将来の災害対策にとって重要。
- 内閣府は「災害関連死事例集」を作成する取り組みを始めたが、必ずしも全件を国が分析したものではなく、これらの作成には現場の自治体の負担も相当大きい。
- 国には、災害関連死についてとりまとめる正式な担当部署を設け、自治体から事例や資料をすべて一括で収集し、国の立場で分析と教訓の抽出を詳細に行い、漏れのない事例集や教訓集を作成すべきである。
- これらの成果は災害法制の底上げにも反映する根拠となることは間違いないだろう。その際には先行している「CDR（チャイルド・デス・レビュー）」等の取組も参考になると考えられる。

7. 公費解体制度の法制度化

- 大規模災害時には、環境省による災害廃棄物撤去費用の補助金事業として住宅の公費改訂撤去が可能となる。
- 損壊家屋の共有者が多すぎたり、所有者所在不明建物だったりするような場合は、所有者（共有者）の承諾を得ることができず、結局公費解体ができなくなる。
- 民法では、所在者不明土地建物の管理制度などが新たに創設されたが、平時を想定したものであり、災害時に大量かつ迅速に損壊家屋を撤去するスキームとしては必ずしも使い勝手が良いとは言い難い。
- 大規模災害時には所有者の権利に配慮しつつも（相当額を補償金として供託するなど）、**行政機関が職権で損壊家屋を解体・撤去できるとする規定を創設する必要がある。**
- 災害対策基本法では、大雪での車両立ち往生事案などを教訓に、災害時の緊急車両通行のために放置車両を所有者の同意なしで道路管理者が撤去できるとし、かつ破損時の補償規定もある。大規模災害時の家屋撤去でも参考になるのではないだろうか。

8. 災害ケースマネジメントの法制度化

- 災害ケースマネジメントとは、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」をいう。
- 行政側から被災者に対して支援漏れがないかどうかをアウトリーチして確認するなど申請主義に捕らわれない取組みを求めている。
- 平時からの見守り支援をシームレスに被災者支援へとつなげ、罹災証明書に記述された「全壊」や「半壊」などの住宅の損壊程度割合だけでは判別できない被災者の個別事情を考慮することがポイントである。
- 2023年に国の防災基本計画によって、被災者支援の主な方針として明記されたが、実施するための予算根拠や法制度の整備は道半
- 災害ケースマネジメントの法制度と予算根拠のある事業の恒常的实施（平時からのシームレスな仕組みづくりの構築）が求められる。

9. 広域被災者データベースの構築と法整備

- 災害ケースマネジメントを効果的に実施するには、被災者の居場所、属性、その他の情報等の個人情報の流通と活用が不可欠となる。
- 災害対策基本法では、市町村が「被災者台帳」を作成することで、他の自治体に被災者の情報を提供することができるとされている。
- 被災者の避難先等での広域支援を担う都道府県等が独自に集約した情報を、都道府県が市町村へ提供するための根拠は明確とまでは言い難い。
- 平時から被災者支援のベースとなる情報を少なくとも都道府県レベルで集積しておき、災害時に直ちに被災者支援に活用できる情報プラットフォームが必要であるが、現状では被災者台帳の作成は市町村の判断にゆだねられており、都道府県が主体的に関与する根拠に乏しい。
- 現在の被災者台帳が目的とする被災者支援をより効果的に実施するには、都道府県が平時から関与した形での広域被災者データベース（マスターデータベース）の構築が不可欠となる。
- 「避難行動要支援者名簿」などこれまで災害後に必ずしも活用が十分ではなかった情報も、平時から都道府県が保有しておけるようにすることも必要になる。

10. 災害対策の政策法務人材の恒常的育成

- 災害時に被災者個人を支援する制度は、これまでどんなものが重宝されてきたのか？ローンの免除は？
- 災害時に個人情報保護法をどのように解釈すれば必要な情報共有が可能なのか（災害時における個人情報の利活用、不明者の氏名公表や名簿情報の事前共有）
- 「避難所TKB+WW」を貫徹するために必要な法的知識・災害救助法の徹底活用をどのように実施するか。
- 災害に関わるすべての関係者に知っておいてほしい知識を習得する機会を、いままで以上に多く設けていく必要がある。

災害対応には産学官連携の法制度知識が不可欠 防災や復興を「自分ごと」にするプログラム

災害救助法を使いこなす
～災害関連死をなくす避難所
環境整備

災害法制としてよく出てくる「災害救助法」とは一体何か。なぜそれほど災害救助法が重要なのか。災害救助法が適用されるとされないとして何が違うのか。災害救助法を知ることがなぜ災害関連死を防いだり、避難所環境整備に役立つのか。災害法制の最初の一步として災害救助法の基礎とその徹底活用術を「避難所TKB」の実現、男女共同参画の視点、福祉支援の視点などを交えて解説します。

災害対策と個人情報利活用
～名簿情報や安否確認の政策
法務

災害時や平時のうちから個人情報共有することによって被害を軽減したり、被災者支援を円滑化することが求められています。そのためにはどのような準備が必要なのでしょう。個人情報保護法制に対する正確な理解と判断の勘所を養い、自治体が他の自治体や民間支援団体と協働して災害対策や被災者支援をするためのノウハウを学びます。とくに「安否不明者等の氏名公表」「避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報の共有」「被災者者台帳」など、いま講ずべき政策を解説します。

BCPとリスクマネジメント
～裁判に学ぶ組織の安全配慮
義務

東日本大震災の津波訴訟に代表されるように、自然災害に起因して企業の損害賠償責任、行政機関の国家賠償責任が争われてきました。多くの訴訟で「安全配慮義務」について示唆に富む判断が示されています。これらの裁判例や報告書を読み解くと、組織の事業継続計画や事業継続マネジメントの見直すべきポイントが見えてきます。大企業でも中小企業でも個人事業者でも、共通して備えて欲しいBCPのポイントを解説します。

被災したあなたを助けるお
金とくらしの話
～災害ケースマネジメントの
実現のために

「全てを失った。一体どうしたらよいのか?」。大きな災害で甚大な被害を受けた被災者の苦悩は計り知れません。それらの実態について生の声を体感していただきたいと思えます。被災者のリーガル・ニーズの実態を東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、令和台風豪雨、など約6万件の事例から学びます。そのうえで、事前にあらゆる国民が「知識の備え」としてほしい法制度知識『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』について解説します。自治体法務強化や情報発信力の向上、そして企業では人材育成の切り札になるプログラムです。

防災庁の体制構築のポイント

1. 災害関連死防止を主要ミッションとする統括部署
2. 全ての通知・事務連絡のアーカイブと政府対応の即時公表によるオープンガバナンスの徹底
3. 平時からの各省庁及び経済団体・業界団体との調整及び協定促進
4. 都道府県・市町村の備蓄及び訓練の支援部署
5. 防災DXを前提かつ基本とした制度設計
6. 産学官・大学教育等を含めた災害法制研修の実践
7. 災害時の被害発生についての調査検証業務

既存の省庁と対等に業務や予算の調整ができる局長級・審議官級を相当ポスト構築していく必要性（※特に厚生労働省、経済産業省、デジタル庁関係と調整できる強力なポストが必要となる）

災害法制改善と防災庁体制構築

「庁」としての基本組織構造

災害関連死防止の統括本部

事務官（総括担当）

（災害緊急事態対処担当）

官（地方・訓練担当）

官（調査・企画担当）

事務官（防災計画担当）

（普及啓発・連携担当）

防災デジタル・物資支援担

事務官（避難生活担当）

（被災者生活再建担当）

官（復旧・復興担当）

オープンガバナンス・アーカイブ

防災デジタル推進・支援

災害ケースマネジメント支援

人間の復興を目指す
オール・ハザード・アプローチへ

災害復興法学 III

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law III

岡本 正 著

慶應義塾大学で誕生し
全国へ広がる人気講座の最新刊
遂に登場



2023年10月刊行

左記 QR コードから、
Amazon で予約注文受付中

A5判/並製/416頁
ISBN : 978-4-7664-2918-3 C3032
定価 : 3,300円 (税込み)

この国の未来を 担うあなたへ

感染症、地震、津波、台風、豪雨を乗り越え
次の百年へ叡智を繋ぐ政策ドキュメンタリー

感染症×風水害×防災教育×事業継続

プロローグ

第1部 新型コロナウイルス感染症と災害復興法学—COVID-19
第1章 新型コロナウイルス感染症は災害か：災害対策の知恵を感染症に活か
せ
第2章 新型コロナウイルス感染症とリーガル・ニーズ：動き出す法律家たち
第3章 感染症対策にも被災ローン減免制度を：被災ローン減免制度コロナ
特則とガイドライン立法化提言
第4章 新型コロナ関係給付金を差押えから保護せよ：特別定額給付金等を
巡る諸課題
第5章 オンラインで契約紛争解決：弁護士会の新型コロナADR・ODR
第6章 正しい情報と正しい判断で職員・顧客を守る：新型感染症対策と
BCP・BCM
第7章 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう知識の備え：あなたを助ける
お金とくらしの話

第2部 異常気象と災害復興法学—DISASTERS

第1章 西日本豪雨とリーガル・ニーズ：豪雨災害の声を徹底分析
第2章 令和元年台風被害とリーガル・ニーズ：巨大台風襲来の大きな爪痕
第3章 義援金差押え禁止法恒久化：水害と感染症と恒久法への道のり
第4章 終らない半壊の涙・境界線の明暗：災害ケースマネジメントで申請主
義の壁を乗り越えろ
第5章 避難所TKBと感染症対策：災害救助法の柔軟運用と限界
第6章 続・続・個人情報個人を救うためにある：災害と個人情報利活用
第7章 救えた命、失われゆく声：命を守る災害関連死データの集積と分析
第8章 首都直下地震発生、東京から脱出せよ：東京「仮」住まい

第3部 分野を超越するこれからの災害復興法学—RESILIENCE FOR
ALL HAZARDS

第1章 知識の常備薬をポケットに：いつでも、どこでも、だれでも学べる社
会教育としての災害復興法学
第2章 知識を伝えるのはあなた：命を繋ぐ災害ソーシャルワークと災害復興
法学
第3章 その時メディアは何を伝えるか：被災者支援報道と災害復興法学
第4章 災害看護の力の源泉：健康支援・医療支援としての災害復興法学
第5章 会社は人でできている：組織のリスクマネジメントと災害復興法学
第6章 災害法務の専門人材を創れ：公共政策学としての災害復興法学
第7章 災害復興法学が目指す生活復興基本法：被災者のリーガル・ニーズ
から基本法を創る

エピローグ：14歳のための災害復興法学

災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law

岡本 正
Tadashi Okamoto



2014年 慶應義塾大学出版会

参考文献

この国の未来を担うあなたへ
これは被災地4万人の
声が導いた、
復興政策の軌跡と
未来への道標である



【主要目次】

第1部 巨大災害時のリーガル・ニーズ

- 第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

- 第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決
- 第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族
- 第3章 破産できない! 新たな債務整理制度
- 第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リポートが導く真実
- 第5章 復興を阻害する古法の適用に待った!

- 第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから
- 第7章 個人情報個人を救うためにある
- 第8章 未来に残せ、地域の個人情報利活用術
- 第9章 100万件の紛争を法律家の手で解決せよ
- 第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために
- 第11章 既成概念を打ち破る新しい法律・法改正

第3部 危機管理の新デザイン

- 第1章 地域ごとの復興政策モデル
- 第2章 南海トラフ地震・首都直下地震に備えるデータの活用

この国の未来を担うあなたへ
復興政策の軌跡は、
未来をつくる希望の種になる。

2018年 慶應義塾大学出版会

【主要目次】

プロローグ 復興から復興へ

第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え

- 第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」
- 第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生

- 第1章 住まい(1) 所有者不明土地の高台移転・復興事業を加速せよ
- 第2章 住まい(2) 二重ローン問題は終わらない
- 第3章 住まい(3) マンションに救助はやって来るか
- 第4章 家族の生活(1) 災害関連死と家族の二重苦に終止符を
- 第5章 家族の生活(2) 災害救助法を徹底活用せよ
- 第6章 家族の生活(3) 半壊の涙、境界線の明暗
- 第7章 地域と情報(1) 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務
- 第8章 地域と情報(2) 続・個人情報個人を救うためにある
- 第9章 地域と情報(3) 必要な情報を必要なところへ

第3部 復興から防災へ 復興の叡智を未来の防災政策に

- 第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ
- 第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識
- 第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性
- 第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

～2015年ネパール地震:カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い～

参考文献



災害復興法学 II

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law II

岡本 正

Tadashi Okamoto



公共政策×復興
×防災・減災

慶應義塾大学屈指の人気講座の続編が
4年の歳月を経てついに刊行

復興の智慧を次なる復興に

被災者の「声」を防災・減災教育へ繋ぐ

東日本大震災4万件、
熊本地震1万2千件、
広島土砂災害250件の
リーガル・ニーズを徹底解析。
「リーガル・レジリエンス」の
獲得を目指して
新たな防災教育をデザインする。

慶應義塾大学出版会 定価(本体 2,800円+税)

声は届く、ともに歩んでいこう。

参考文献

2018年 勁草書房（KDDI叢書）

- 第1章 災害復興法学の体系化を目指して
- 第2章 災害時の無料法律相談分析の意義と災害復興法学に関する先行研究
- 第3章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第4章 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果
- 第5章 熊本地震無料法律相談データ分析結果
- 第6章 リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現
- 第7章 分野横断的な復興政策モデルの構築
- 第8章 災害復興法学の実践
- 第9章 考察
- 第10章 結論と展望



KDDI
総合研究所
叢書

災害復興法学 の体系

リーガル・ニーズと復興政策の軌跡

[著]
岡本 正



勁草書房

法制と現場の乖離を克服する方向を
見いだした好著。心から一読を薦めたい。

—— 室崎益輝 (神戸大学名誉教授・兵庫県立大学減災復興政策研究科科長)

解釈論と立法論とを総合する新しい法律学。
その道標となる画期的な成果が生まれた。

—— 北居 功 (慶應義塾大学大学院法務研究科委員長)

keiso shobo

【受賞御礼】日本公共政策学会
2019年度学会賞『奨励賞』

図書館のための 災害復興法学入門

新しい防災教育と生活再建への知識

岡本 正



防災のために図書館ができることのすべて

いざというときのために、

法律と図書館を自分と地域の味方にする具体的な方法

図書館はやはり「学びの場」——野末俊比古(青山学院大学教授
図書館長)

樹村房

2019年 樹村房

参考文献

図書館はやはり 『学びの場』

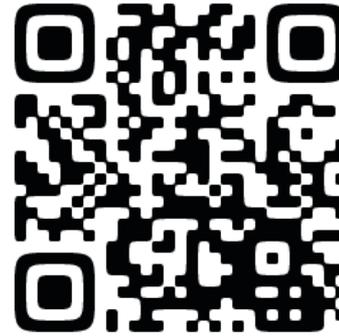
- 第1部 「知る」
- 第2部 「伝える」
- 第3部 「つくる」

災害が起こったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

玉有朋子先生による
ファシリテーション・
グラフィックも掲載!



災害復興法学



NHK
クローズアップ現代
2024年4月9日
どうなる被災後の“お金”
能登半島地震くらし再建の壁



NHK
みんなでプラス
2024年4月9日
お金の防災知識の備え

NHK
首都圏情報ネタドリ！
2024年3月15日
“住まいとお金”が危ない!?首都直下地震 生活再建の課題



岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

銀座パートナーズ法律事務所。弁護士。博士（法学）。気象予報士。マンション管理士。ファイナンシャルプランナー（2級・AFP）。医療経営士（2級）。防災士。防災介助士。岩手大学地域防災研究センター客員教授。北海道大学公共政策学研究中心上席研究員。人と防災未来センター特別調査研究員。慶應義塾大学・青山学院大学ビジネス法務専攻・長岡技術科学大学・日本福祉大学等の非常勤講師。2013年度から2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務めた。2017年9月20日、博士論文「災害復興法学の体系—リーガル・ニーズと復興政策の軌跡—」により新潟大学大学院現代社会文化研究科より『博士（法学）』の学位を取得。

1979年生。神奈川県鎌倉市出身。2001年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、同年に司法試験合格。2003年に弁護士登録し、田邊・矢野・八木法律事務所（現在名）に10年勤務したのち、2013年8月に独立し岡本正総合法律事務所を設立。2016年4月に銀座パートナーズ法律事務所を設立。

弁護士ほか専門資格と行政内弁護士経験を活かし、企業、個人、行政、政策、教育など幅広い法律分野を扱う。2009年10月から2011年10月まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員として、行政改革・規制改革・政府系法人改革・行政事業レビューなど行政改革・政策立案を担当する。東日本大震災を契機として、2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長にも就任。東日本大震災の4万件の無料法律相談データベース策定を提言し、その責任者となる。2011年12月から2017年7月まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官に就任し、組織体制の構築や仲介基準策定をはじめ多数の案件に関わる。2012年には、リーガルニーズと復興政策の軌跡をとりまとめ、法学と政策学を融合した「災害復興法学」を大学に創設。講義などの取り組みは、『危機管理デザイン賞2013』『第6回若者力大賞ユースリーダー支援賞』などを受賞。

内閣官房、内閣府、総務省、中小企業庁、東京都、神奈川県ほか産学官の公職多数。その他企業や行政機関の役職・アドバイザー・専門委員等多数。NHK「クローズアップ現代」「視点・論点」、読売新聞「顔」、朝日新聞「ひと」、毎日新聞「ひと」他メディアにおける有識者出演多数。

代表著書に『災害復興法学：リーガル・ニーズと復興政策の軌跡』（勁草書房／日本公共政策学会奨励賞受賞）、『災害復興法学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（慶應義塾大学出版会）、『非常時対応の社会科学法学と経済学の共同の試み』（有斐閣）、『公務員弁護士のすべて』（第一法規）、『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』（弘文堂）、『図書館のための災害復興法学』（樹村房）など。

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

略歴・全業績アーカイブ
(岡本正ウェブサイト)



主な論文・専門誌記事
(CiNii)



researchmap
(岡本正)



SYNODOS
(寄稿／取材／対談)



弘文堂スクエア連載
(新型コロナと災害復興法学)



Yahoo!ニュース
(個人オーサー)

